

総務委員会所管事務調査報告書

【はじめに】

平成28年12月22日に新潟県糸魚川市において、料理店から出火した火災は、強風に伴う飛び火により同時多発的火災へと発展し、地域の消防力を超える大規模なものとなった。同様な木造家屋の密集市街地は、全国各地に存在しており、他市においても大規模延焼火災が発生することが懸念されている。

そして、本市においては、住宅密集地や狭隘道路が多く存在する中で、一度火災が発生すると周囲への延焼被害が拡大する可能性が高い状況にある。特に、関宿伝統的建造物群保存地区では、旧東海道の宿場町の中で、歴史的な町並みが残ることから、個々の住宅における延焼防止対策や地区での防火対策を今後も強化していくことが重要である。このような本市の状況に対応するためには、消防本部、消防団、自治会などの関係組織が共助し、初期消火を迅速に行うことが必要である。また、消防団が十分に活躍できる環境として、詰所の老朽化への対応や待遇改善の検討が求められている。

このような背景を踏まえ、総務委員会では、「火災の被害拡大防止」をテーマに設定し、火災による被害の拡大を防止するため、現在の対策をはじめ、消火活動や消火訓練のあり方、消防団の環境整備について、調査・研究を行ったので、その結果を以下のとおり報告する。

【現状把握】

当委員会では、火災による被害の拡大を防止するため、消防行政を担う消防本部から、本市における火災被害拡大防止対策の概要、消防団の現状等について、また、より具体的に検討するため、消防組織、消防用設備の現況及び他市との比較について、さらに消火活動及び消火訓練等の現況について、資料を求め聞き取りを行った。

1 火災の被害拡大防止対策の概要等について

火災の被害拡大防止対策の概要については、まず平成21年3月に圧縮空気泡消火を採用して少量の水でも消火できる消火方法を導入した。平成27年4月には北東分署を開署し、平成28年3月には4,500ℓの水が積載できる小型動力ポンプつき水槽車を導入し、水利状況が悪いところでも一定の水が確保できる体制を整備した。また、狭隘な現場での対応のため電動ホースカーを車両に搭載し、消火活動の迅速化及び有効性を高めるため50ミリホースを配備している。組織体制においては、平成

24年4月に指揮支援隊を設置し、平成30年4月には、消防救助グループを新設して体制強化を図っている。また、消防団車両については、狭隘道路が多いため、更新時に軽車両に変更することも考えながら更新していく予定である。なお、消防団員数は、条例定数415名のところ、現時点の実員は393名で、条例定数に対する充足率は94.7%となっている。

消防職員の充足状況については、火災対応が可能な職員数を確保しており、消防力整備指針の示す数値のおおよそ60%を確保しているが、他市と比較すると低い状況にある。

次に、消防車両の整備状況については、こちらも消防力整備指針により、必要車両数、ポンプの口数などが決められており、全車両34台で必要台数を満たしている状況である。

次に、消防団の持つ資機材や設備の状況については、老朽化した詰所などの設備に関して、消防団幹部と協議しながら、更新の検討を進めていくとのことであった。

次に、初期消火に対する取組や訓練については、現場への到着時間を早められるよう、各種装備の充実や、呼吸器の車両内での装着、小型動力ポンプつき水槽車の準備など、初期対応が十分できる体制が取られているとのことであった。

2 消防組織、消防用設備の現況及び他市との比較等について

(1) 消防組織

まず、消防力整備指針とは、消防組織法第4条第2項第14号の規定に基づき、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務など、消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めたものである。近年の都市構造の変化、消防需要の変化等に対応して、より実態に即した合理的な基準となるよう、数々の改正を経て、市町村が適正な規模の消防力を整備するに当たっての指針に位置付けられているものである。

この消防力整備指針を基に数年ごとに行っている消防施設整備計画実態調査での消防職員数は、常時運用するために必要な消防隊などの隊員の数、通信員、予防要員の数、総務事務などの執行のために必要な職員数を合算して得た数を基準として、勤務体制、業務執行体制、休暇や教育訓練の日数などを勘案して割り出されている。本市の消防職員数は、算定数134人に対して整備数83人で、充足率61.9%である。この充足率61.9%は、他市と比較すると低い数値である。

(2) 消防用設備、消防団

平成31年4月1日現在の消防水利及び各種車両の整備状況は、水利が算定数950箇所に対して整備数560箇所、充足率58.9%であり、各種車両は、算定数と整備数が合致しており、それぞれ100%の充足率である。また、本市消防団の条例定数に対する充足率は96.1%であり、県内平均を超えている。消防団の被雇用者団員の比率は、85.2%であり、全国平均、県内平均を上回っており、消防団員の公務員や会社員との兼業が進んでいる。また、消防団の待遇面では、県内においてみえ消防団応援の店や消防団協力事業所の制度を導入するなど、様々な工夫を行っている。

早期消火活動に対応するために、セパレートタイプの防火衣の採用、個人単位のロッカーにすることで防火衣の履き間違いなどを防止、呼吸器の車内装着、車両へのAVM装置の搭載など、服装や道具に工夫をしている。

なお、AVM装置の導入により、火災現場に近い車両に指示を出すことができ、現場への到着時間を短縮することが可能となっている。

(3) 火災の発生原因等

火災発生の状況については、過去11年で134件が発生しており、およそ半数程度が枯れ草の焼却が原因である。

次に、消防署として把握している火災の起こりやすい状況として、火災の大きな原因となっている枯れ草や木などの焼却では、主に農業をされている方の油断によって延焼してしまうことがある。このような場合は、燃え広がる可能性を考え、消防署へ事前に届け出を行い、人数や消火道具を整えて対応することで、防火対策となる。また、放火事案を減らすためには、家の周囲に燃えやすいダンボール、新聞紙、灯油のポリタンクなどを放置せずに、収納しておくことが大切である。

(4) 消火訓練

消火栓や防火水槽を用いた訓練の状況については、消火栓を用いて行う訓練では、水が濁るとの苦情があったため、現在中止しており、代わりにタンク車を使用した放水訓練をしている。

さらに、消火訓練の機会が年々減少している中で、訓練を行っていない自治会や事業所への啓発活動を実施しているが、消火器の使い方が身につくまで定期的に訓練をしないと効果が得られないと考えている。

(5) 自治会との関係性

自治会と消防団の関係性については、長い歴史の中で地域とのつながりが強く、団員の入団に係る連携や地域のイベントの手伝いなど深い関係性があることについては認識しているが、その関係性を示す文書は保有していない。

【検討結果のまとめ】

総務委員会として、調査・研究テーマに掲げた「火災の被害拡大防止」について、7回にわたり協議し、検討した結果の課題・問題点は、次のとおりである。

1. 本市の消防職員数及び消防水利箇所は、消防力整備指針の算定数より少なく、また他市と比較しても充足率は低い状況にある。
2. 消防団員は被雇用者が多く、急な出動に十分な対応ができない可能性がある。
3. 消防団の詰所や設備の老朽化が進行しているため、消火活動への影響が懸念される。
4. 枯れ草や木などを焼く行為は、火災の発生原因で最も多く、周囲に延焼を招く可能性も高いことから、住民への十分な周知とともに防火意識の啓発が求められる。
5. 消火栓を使用すると、周辺の水道水が濁る可能性があることから、消火栓による十分な訓練ができていないため、早期消火への影響が懸念される。
6. 閑宿伝統的建造物群保存地区をはじめ住宅密集地などの狭隘道路に囲まれた地域については、電動ホースカーや50ミリホースなどの設備面の充実だけでなく、地域とともに今後も継続した消火訓練の実施が重要である。